令和5年10月24日

株式会社ビッグモーターに対する行政処分について

株式会社ビッグモーターの下記事業場に対し立入検査を実施したところ、点検整備料金の過剰請求などの道路運送車両法違反を確認したため、中国運輸局において自動車特定整備事業及び指定自動車整備事業の行政処分を行いました。

1．事業者及び事業場の名称

事業者：**株式会社ビッグモーター**
事業場：株式会社ビッグモーター**宇部営業所**、株式会社ビッグモーター**下関営業所**
株式会社ビッグモーター**周南営業所**、株式会社ビッグモーター**徳山鈑金塗装工場**
株式会社ビッグモーター**倉敷水島店**

2．行政処分の内容（処分年月日　令和５年１０月２４日）

自動車特定整備事業の事業停止
指定自動車整備事業の文書警告（徳山鈑金塗装工場を除く）

3．処分概要

事業場名	認証の処分概要	指定の処分概要
株式会社ビッグモーター **宇部営業所**	**事業停止　１５日間** 期間：令和５年１０月２５日～令和５年１１月８日	**文書警告**
株式会社ビッグモーター **下関営業所**	**事業停止　１５日間** 期間：令和５年１０月２５日～令和５年１１月８日	**文書警告**
株式会社ビッグモーター **周南営業所**	**事業停止　１５日間** 期間：令和５年１０月２５日～令和５年１１月８日	**文書警告**
株式会社ビッグモーター **徳山鈑金塗装工場**	**事業停止　１０日間** 期間：令和５年１０月２５日～令和５年１１月３日	※指定は受けていない
株式会社ビッグモーター **倉敷水島店**	**事業停止　２５日間** 期間：令和５年１０月２５日～令和５年１１月１８日	**文書警告**

4．法令違反の主な内容

○認証関係

（１）点検整備料金の過剰請求があった。
（道路運送車両法第９１条の３［施行規則第６２条の２の２第１項第３号］の違反）

（２）使用者へ特定整備記録簿の写しを交付していない。
（道路運送車両法第９１条第２項の違反）

（３）特定整備記録簿を２年間保存していない。
（道路運送車両法第９１条第３項の違反）

（４）整備内容及び必要性を説明していない。
（道路運送車両法第９１条の３［施行規則第６２条の２の２第１項第２号］の違反）

○指定関係

（１）法令を遵守する体制でなかった。
（道路運送車両法第９４条の３第１項の違反）

【問い合わせ先】中国運輸局自動車技術安全部　整備・保安課
（担当）安部（あべ）・児玉（こだま）　TEL　082-228-9142
【配布先】合同庁舎記者クラブ、広島経済記者クラブ、県政記者クラブ